

受理番号 第 48 号

受理日 平成29年11月17日

国 総 計 第 89 号

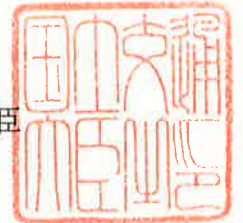
国 土 建 整 第 46 号

20171016 中 第 2 号

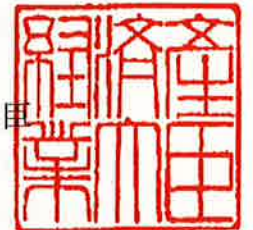
平成29年11月15日

関係事業者団体代表者 殿

国 土 交 通 大 臣



経 済 産 業 大 臣



下請事業者への配慮等について

我が国経済は、景気の緩やかな回復基調が継続する中、中小企業の業況も、緩やかに改善していますが、原材料価格の上昇や人手不足への懸念など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないよう配慮することが必要です。

こうした状況を踏まえ、政府は、下請事業者の経営基盤を強化する観点から、親事業者に対して「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)に基づく「振興基準」(別紙参照)の遵守を要請してきたところですが、経済の好循環を実現し、我が国産業が競争力を高めていくために、その遵守の必要性は一層高まっております。

このような中、昨年12月には、「振興基準」を改正し、不合理な原価低減要請をしないこと、人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費上昇による影響を加味して取引対価を決定すること、下請代金支払の現金化を大企業から率先して実

施しサプライチェーン全体で取組を進めることなどを明記しました。

また、サプライチェーン全体で生産性向上と取引適正化を図っていくことが重要であることから、「自主行動計画」の策定とその継続的なフォローアップに努めることなどを主要な業界団体に要請し、関係業界自らの積極的な取組を慫慂しているところです。

景気の回復基調が続いている中で、親事業者の皆様には、企業収益の改善を下請事業者にも還元し、経済の好循環の拡大に向けて着実な一歩を踏み出していただくことが期待されています。

貴団体におかれましては、下請事業者が置かれている状況を十分認識いただいた上で、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項を始めとする「振興基準」の遵守について、周知徹底を図るなど適切な措置を講じるよう要請いたします。

また、親事業者に対し、調達担当者のみならず役員等責任者が率先して社員教育等に取り組み、「振興基準」の幅広い周知に努められるよう併せて連絡いただきますようお願いいたします。

なお、政府が進める「働き方改革」においても事業者間の取引条件の改善が課題であるとされています。例えば、極端な短納期発注等は、取引先における長時間労働等につながる場合があり、下請代金支払遅延等防止法等の違反の背景にもなり得ますので特に注意を促すようお願いいたします。

さらに、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）が、平成 25 年 10 月 1 日から施行されています。貴団体におかれましては、所属の事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないように、周知徹底していただくよう併せて要請いたします。